

帯広市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第11号

帯広市国民健康保険条例の一部を改正する条例

帯広市国民健康保険条例（平成3年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第14条中「63万円」を「65万円」に改める。

第14条の10中「19万円」を「20万円」に改める。

第19条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第2項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の帯広市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。